租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 21） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第９条の２第１項及び第９項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間：５年間 償却限度額：機械・装置　普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物　普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和 10 年度末まで２年間延長する。
			《関係条項》 ・半島振興法 第９条の２、第 16 条 ・租税特別措置法 第 12 条第４項柱書及び表第２号、第 45 条第３項柱書及び表第２号 ・租税特別措置法施行令 第６条の３第 14 項第２号、第 15 項第２号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項、第 28 条の９第 15 項第２号、第 16 項第２号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項 ・租税特別措置法施行規則 第５条の 13 第７項、第８項、第９項及び第 10 項、第 20 条の 16 第７項、第８項、第９項及び第 10 項
5	担当部局		国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和５年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 61 年度　創設（機械等　16/100　建物等　8/100　1,700 万円超） 昭和 63 年度　適用期限の２年延長 平成２年度　適用期限の２年延長 平成４年度　適用期限の２年延長（1,900 万円超） 平成６年度　適用期限の１年延長 （機械等　14/100　建物等　7/100　2,100 万円超）

			平成7年度　適用期限の2年延長 平成9年度　適用期限の2年延長(2,300 万円超) 平成 10 年度　特別償却率引下げ(機械等　14/100→13/100) 平成 11 年度　適用期限の2年延長 (機械等　12/100　建物等　6/100) 平成 13 年度　適用期限の2年延長(機械等　12/100→11/100) 平成 15 年度　適用期限の2年延長(2,500 万円超) 平成 17 年度　適用期限の2年延長(機械等　11/100→10/100) 旅館業の追加(過疎地域に類する地区:建物等　7/100) 平成 19 年度　適用期限の2年延長 (旅館業:建物等　7/100→6/100　2,000 万円超) 平成 21 年度　適用期限の2年延長 平成 23 年度　適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度　割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度　適用期限の2年延長 平成 29 年度　適用期限の2年延長 令和元年度　適用期限の2年延長 令和3年度　適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度　適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用区域を除外) 令和7年度　適用期限の2年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和9年度～令和 10 年度)
9	必要性等	①　政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化の加速が継続している。このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出を抑制する。
			《政策目的の根拠》 〇半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第一条　この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本

				土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。）の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生（次条第一号において「地方創生」という。）に資することを目的とする。 （国の施策） 第六条　国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。 ２　国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。 第七条　国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。 （税制上の措置） 第十六条　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月 21 日閣議決定）（抄） 第2章　日本の成長力強化と安全・安心の確保 1.「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7　都市再生・地域再生の推進 施策目標 25　都市再生・地域再生を推進する 業績指標 89　各半島振興広域連携事業の成果目標達成状況

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 半島地域からの人口流出を抑制するためには半島地域における雇用機会の維持・拡大が必要であることから、新規雇用者数を指標とし、12年間で令和6年の人口社会減数の1割の雇用を本税制にて創出することを長期目標として設定する。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145 人（社会減の約1割） 対象期間：令和5年度～令和 16 年度（12 年間） なお、令和9年度～令和 10 年度（2年間）における目標値については、257 人とする。 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とし、長期目標として設定した新規雇用者を誘発する新規設備投資額を短期目標として設定する。目標値：190 億円 対象期間：令和9年度～令和 10 年度（2年間） ※目標値の算出方法については、別紙参照 なお、前回の事前評価（令和6年8月）においては、以下のとおり目標を設定している。 《政策体系における政策目的に係る目標》 〇雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る （測定指標） 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超） 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 〇半島地域における事業者数の事業の継続又は拡大を図る （測定指標） 半島地域における事業所数 （目標値） 事業数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本租税特別措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業活動の継続・拡大が図られ、雇用機会の維持・創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と半島地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる交流人口の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。

10	有効性等	①	適用数

単位：件

	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10年度（見込）
適用数	134	92	65	57	52	57

※適用数は関係道府県への調査をもとに算出。

※令和5年度及び6年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第217回国会報告、第221回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。

※令和7年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。

【算定根拠】

実績値：関係道府県に聞き取った結果を採用

見込値：別紙参照

② 適用額

単位：百万円

	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10年度（見込）
法人税（法人住民税・法人事業税）	1,021	834	423	399	364	399

※適用額は関係道府県への調査をもとに算出。

※令和5年度及び6年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第217回国会報告、第221回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。

※令和7年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。

【算定根拠】

実績値：関係道府県に聞き取った結果を採用

見込値：別紙参照

③ 減収額

単位：百万円

	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10年度（見込）
法人税	237	193	98	93	84	93
法人	16	14	7	7	6	7

住民税							
法人事業税	17	14	7	6	6	6	

※減収額は関係道府県への調査をもとに算出。

【算定根拠】
実績値：関係道府県に聞き取った結果を採用
見込値：別紙参照

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
〇政策目的（9①）の達成状況
本租税特別措置は、事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業活動の継続・拡大に資するものであることから、新規設備投資によって事業拡大がされたことに伴う雇用者数の増加が想定できる。実際に本租税特別措置が雇用創出に効果を発揮している事例も複数見受けられており、令和5年度から令和7年度にかけて、合計 98 人の新規雇用者を創出しており、雇用機会の充実により、政策目的である人口流出の抑制に寄与している。

〇租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況
①長期的目標
本租税特別措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数

単位：人

	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10 年度（見込）
新規雇用者数	46	36	16	33	33	33

②短期的目標
本租税特別措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額

単位：億円

	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10 年度（見込）
新規設備投資額	44	39	16	33	33	33

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
実績値：関係道府県への調査結果
見込値：令和5年～令和7年の実績値の平均値

いずれの目標においても、実績及び見込が目標を下回っているが、半島地域の事業者からは、「近年の物価高により事業経営の先行きが不透明なため、投資を見送った」という声も聞いており、半島地域内の事業所だけでは本税制の効果を最大限発揮することは困難なため、半島地域内外を問わず本税制を周知するなど、目標達成に向けた取組

も合わせて実施する。

また、前回の事前評価における目標の達成状況は以下のとおり。
〇政策目標にかかる目標の達成状況

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超）

単位：%

	令和 5年度 （実績）	令和 6年度 （実績）	令和 7年度 （実績）
増減率	1.02	1.21	1.16

※算定根拠については別紙参照。
【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

〇租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況

事業数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。

①　単位：件

	平成 28 年 （実績）	令和 3年 （実績）	令和 8年 （見込）
事業所数	2,624	2,538	2,469

※平成 28 年から令和3年への増減率をもとに、令和8年度見込値を推計。

所期の達成目標である上記事業所数は「経済センサス活動調査」の結果から算出しており、前回調査（2021 年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026 年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。

このため、参考値として「令和3年経済センサス活動調査」、「令和6年経済センサス基礎調査」のどちらにもある統計内容をもとに、以下のように令和3年と令和6年の事業所数を抽出した。
※データの違いにより、上記の表と数値が一致しておらず、あくまで参考値である。

②　単位：件

	令和 3年 （実績）	令和 6年 （実績）	令和 8年 （見込）
事業所数	4,125	3,196	2,577

※令和3年から令和6年への増減率をもとに、令和8年度見込値を推計。

			上記①②の表はデータに違いがあり一概に比較はできないが、②の表での令和3年から令和6年での事業所減少率は、①の表に比べて減少ペースが速い傾向にある。 上記のとおり、所期において設定した目標の達成は厳しい状況ではあるものの、政策目標に関しては令和7年度に若干の人口流出抑制が見られるとともに、事業所数においては、半島地域における事業者からは、近年の物価高・円安の影響を受けて企業経営が不安定といった声も聞いており、社会情勢の影響により、事業所数の減少率も増加傾向にあると考えられるところ、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用し、半島地域へ新規参入し、半島地域の雇用機会の拡大に寄与していることが認められる。 〇達成目標を変更した理由 令和6年に総務省行政評価局が実施した「租税特別措置法等の効果検証手法の検討に関する報告書」においては、「人口」や「社会増減率」がアウトカム（目標）ではなくインパクト（影響・効果）として位置づけられている。 他方、「設備投資の増加」や「事業の継続又は拡大」、「雇用の維持又は創出」に係る指標が適当なアウトカムとして提案されている。 また、事業所の規模によって事業所の新設・増設だけでなく機械・装置の取得等も適用となる本租税特別措置において、事業所の増加だけが必ずしも効果につながるものではない。 そのため、上記報告書において、本租税特別措置が「労働生産性」の向上に効果がある可能性が示唆されていることも含め、設備投資額といった現在の達成目標に変更している。
			《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置が積極的に活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域内外の事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれる。具体的には、本租税特別措置の活用により税負担が分散され、資金や投資に余力ができたことによる環境整備が雇用維持に寄与しているという意見を、事業者からの聞き取り調査にて得ている。 また、資金的な余裕が生まれたことにより、設備更新による生産性向上が見込め、既存従業員の負荷軽減や安定した操業体制の維持につながるという意見も得ており、いずれも雇用の維持や事業の継続・拡大への効果が見込まれている。 なお、令和6年度に（公財）未来工学研究所が実施した「令和6年度改正半島振興法の施行状況の評価のための調査報告書」によると、2013 年から 2023 年の非過疎地域における半島税制適用企業 77 件による経済効果は、適用金額（設備投資金額）の 5.1 倍となると推計されており、設備投資による事業の継続・拡大への効果が示唆されている。 上記のとおり、本租税特別措置は事業投資の初期支援を行い、事業を継続しやすくすることで、新規設備投資を促進し、事業の継続・拡大をうけて、雇用の維持または雇用機会を創出し、半島地域からの

				人口流出の抑制に資するものである。 なお、本特例措置に係る効果の事後検証については、関係道府県を通じて適用事業者に対して実施している半島税制利用状況調査において、直接的な効果を把握し、検証していく。
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	本租税特別措置による減収額 98 百万円(令和7年度)に対し、租税特別措置適用事業者においては 16,089 百万円の設備投資(※)が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	半島振興施策のうち、産業振興の一環として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 本租税特別措置は、事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、設備投資を行う民間事業者に対し、直接に国費を給付することはなしに事業の継続・拡大を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考える。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって相乗的に効果を発揮するために、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。 また、半島地域においては、人口減少や市場規模の制約、物流・輸送コスト等から投資回収に時間を要する場合があり、設備投資の必要性は存在するものの、事業者の投資判断が慎重になりやすい。そのため投資後の収益が十分に確保されるまでの期間における税負担を軽減し、事業者のキャッシュフローを安定化させるため、投資時期に応じて減価償却を前倒しし、投資初期の税負担を軽減する仕組みが、設備投資に伴う資金負担を時間的に平準化するという観点から事業者の負担軽減に寄与している。 特例措置の対象は全業種ではなく、半島地域の産業振興及び雇用創出による人口の社会減の観点から、特に政策効果の高いと思われる業種を対象としており、必要最低限の措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	○半島振興広域連携促進事業(61 百万円(令和8年度当初、国費)) 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 上記のソフト施策に対し、本租税特別措置は、民間事業者による事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本租税特別措置が一体的に運用されることで、例

				えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本租税特別措置による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。 　加えて、補助金等の場合、補助対象となる投資をあらかじめ設定する必要があるが、本特例措置は実際に設備投資を行った場合、要件に該当すれば、税制上の措置を確実に受けられる仕組みであるため、行政が個々の投資案件の優先順位を判断することなく、地域の事業者による多様な投資を幅広く支援することができる。設備投資の時期を行政側の公募スケジュールや採択結果に左右されることなく、設備の更新時期や事業機会に応じて投資判断を行う必要のある事業者にとっては、本特例措置に利点がある。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置により生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和６年８月（国交 03）

別紙

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	134	92	65
	適用額（百万円）	1,021	834	423
	減収額（百万円）	237	193	98
うち新規	適用件数（件）	17	10	6
	適用額（百万円）	109	88	51
	減収額（百万円）	25	20	12

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	57	52	57
	適用年次終了分（件）	19	16	6
	適用額（百万円）	399	364	399
	減収額（百万円）	93	84	93
うち新規	適用件数（件）	11	11	11
	適用額（百万円）	77	77	77
	減収額（百万円）	18	18	18

〇適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・Ｒ８年度見込み

＜適用件数＞　　11 件

Ｒ５～７年度実績値の平均値

＜適用額＞

◎ Ｒ７年度適用実績から１件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

１件あたり適用額：　423　（百万円）/　65 （件）　=　7　（百万円）

Ｒ８年度適用見込額:　7　（百万円）×　11 （件）　=　77　（百万円）

＜減収額＞

◎Ｒ８年度適用見込額に税率を乗じて算出

＊減収額　：　適用額 77百万円 × 税率（23.2%）=18百万円

・Ｒ９、Ｒ１０年度見込み

＜適用件数＞

◎ Ｒ５～７年度実績値の平均値

＜適用額・減収額＞

◎ Ｒ８年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・Ｒ８年度～Ｒ１０年度見込み

＜適用件数＞

◎　Ｒ７年度適用件数　　65 件　－　適用年次終了件数　　19 件　＋　新規適用件数　　11 件(※)

(※) 新規適用件数は、令和７年度までの実績値を基に令和９年度の新規雇用者数の見込額を用いて推計した値

＜適用額＞

◎ Ｒ７年度１件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

１件あたり適用額：　423（百万円）／65（件）＝　7　（百万円）※小数点以下四捨五入

Ｒ８年度適用見込額:　7　（百万円）×　57　（件）＝　399　（百万円）

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率（23.2%）を乗じて算出

＊減収額　：　適用額 399百万円 × 税率（23.2%）=93百万円

・Ｒ９、Ｒ１０年度見込み

＜適用件数＞

令和７年度実績値を基に、令和９～１０年度の新規雇用者数の見込値を用いて推計した値

Ｒ９年度見込み件数　　52 件

◎ Ｒ８年度適用件数　　57 件　－　適用年次終了件数　　16 件　＋　新規適用件数　　11 件

Ｒ１０年度見込み件数　　57 件

◎ Ｒ９年度適用件数　　52 件　－　適用年次終了件数　　6 件　＋　新規適用件数　　11 件

＜適用額・減収額＞

◎ Ｒ８年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

＜適用年次終了分＞

Ｒ８適用終了分　：最終年度となるため、前年度実績値

→ Ｒ３年度適用・Ｒ７年度分：　19　　（実績値）

Ｒ９適用終了分：直近の実績値に、これまでの平均減少率を乗じ、算出

→ Ｒ４年度適用・Ｒ７年度分　17 ×{(100 + Ｒ５～Ｒ７の平均減少率 -6.8)/ 100}：　16

平均減少率は各年度の減少率に100を加え得た前年度比の総乗に、１を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$(-19.0+100)^{(1/3)}-100$　　※減少率：件数が増加した２年間の増加率は算出しない

Ｒ１０適用終了分：直近の実績値に、これまでの平均減少率を乗じ、算出

→ Ｒ５年度適用・Ｒ７年度分　10 × {(100 + Ｒ６～Ｒ７の平均増減率 -23.3)/ 100}^2：　6

平均減少率は各年度の減少率に100を加え得た前年度比の総乗に、１を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$(-29.4+100)^{(1/2)} \times (-16.7+100)^{(1/2)}-100$

○減収額

年度		Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	1,021	834	423
	法人税減収額（百万円）B	237	193	98
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（%）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	2	2	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（%）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	14	12	6
合計				
	減収額（百万円）	16	14	7
法人事業税				
	標準税率（%）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	1,021	834	423
	減収額（百万円）実績	17	14	7
合計				
	減収額（百万円）	270	221	112

年度		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	399	364	399
	法人税減収額（百万円）B	93	84	93
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（%）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	1	1	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（%）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	6	5	6
合計				
	減収額（百万円）	7	6	7
法人事業税				
	標準税率（%）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A	399	364	399
	減収額（百万円）B×C	6	6	6
合計				
	減収額（百万円）	106	96	106

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額　：　法人税減収額　×　法人税割

（例：令和８年	法人県民税	93	×	1.0	%	=	1	（百万円）
	法人市町村民税	93	×	6.0	%	=	6	（百万円）
	法人事業税	93	×	7.0	%	=	6	（百万円）

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
新規雇用者数・新規設備投資額の目標値

〇新規雇用者数の目標値
※R7年度～R16年度の期間での目標
2,145人（目標値）－82人（R5、R6実績）＝2,063人

【正比例（毎年同じ人数ずつ増加＝等差数列）での計算】
R7実績…16人
16 + (16+d) + (16+2d) + … + (16+9d) = 2,063
d = 42.28…　→ 毎年度の雇用者数が43人増加

【毎年の増加数】

新規雇用者	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
指数（等差）	46	36	16	64	107	150	193	236	279	322	365	408

【累計】

新規雇用者	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
指数（等差）	46	82	98	162	269	419	612	848	1127	1449	1814	2222

〇新規設備投資額の目標値
・過去5年間（令和3年度～令和7年度）の新規設備投資額が計162.8億円、新規雇用者数が計221名だったことから、5ヶ年平均で1人あたり新規設備投資額は0.74億円。（切り上げ）
・各年度の新規雇用者数見込みをもとに、1人あたりの新規設備投資額を0.74億円として各年度の目標値を算出。

	R8	R9	R10
新規雇用者数（目標）	64	107	150
新規設備投資額（目標）	**47**	**79**	**111**
		190	

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年 推計	令和9年 推計	令和10年 推計
社会増減率（A）	−0.528	−0.500	−0.505	−0.541	−0.588	−0.488	−0.402	−0.426	−0.503	−0.583	−0.562	−0.571	−0.578	−0.586
過去5ヶ年の社会増減率平均値（B）	−0.445	−0.477	−0.492	−0.492	−0.508	−0.532	−0.524	−0.505	−0.489	−0.481	−0.480	−0.495	−0.529	−0.559
政策目標（A）／（B）	**1.18**	**1.04**	**1.02**	**1.09**	**1.15**	**0.91**	**0.76**	**0.84**	**1.02**	**1.21**	**1.16**	**1.15**	**1.09**	**1.04**

人口	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,748,516	3,678,913	3,604,842	3,533,286	3,469,334	3,404,457	3,339,432
人口変化率	ー	−1.34	−1.41	−1.49	−1.60	−1.50	−1.49	−1.70	−1.86	−2.01	−1.99	−1.81	−1.87	−1.91
社会増減数	−22,303	−20,822	−20,776	−21,940	−23,482	−19,191	−15,568	−16,247	−18,851	−21,448	−20,259	−20,159	−20,052	−19,940

人口　：　平成２７年～令和７年は実績値、令和８年～１０年については人口変化率を前年の値に乗じて算出した。
人口変化率　：　平成２７年～令和７年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和８年～１０年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。
社会増減数　：　平成２７年～令和７年は実績値、令和８年～１０年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値（B）を乗じて算出した。
（社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値）
※　出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」